

国外犯罪被害弔慰金等の申請・請求の流れ

国外犯罪被害の発生

亡くなられたとき

障害が残ったとき

国外犯罪被害弔慰金の申請・請求

国外犯罪被害障害見舞金の申請・請求

支給裁定申請の手続

国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書

- ◎申請に必要な書類(例)
- ①亡くなられた方の死亡の事実、年月日を証明できる書類
 - ②亡くなられた方の戸籍の謄本
 - ③申請者の戸籍の謄本
 - ④申請者が第一順位遺族であることを証明できる書類など

国外犯罪被害障害見舞金の申請・請求

- ◎申請に必要な書類(例)
- ①障害の部位や状態に関する医師等の診断書
 - ②障害を負われた方(申請者)の戸籍の謄本など

※申請に必要な書類の詳細については、都道府県警察本部、在外公館(大使館・総領事館等)にお問い合わせください。

申請する人の地元の警察本部又は地元の領事官

都道府県公安委員会

裁定のための調査

都道府県公安委員会による裁定

裁定とは

都道府県公安委員会が被害に関する事実関係などを明らかにした上、支給に関する法律上の要件を確認し、弔慰金等を支給するか否かを定める行政行為です。

海外にお住まいの方の申請先となる公安委員会

- ①過去に住居基本台帳に記録されたことがある方：日本国外に住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する都道府県公安委員会
- ②過去に一度も住民基本台帳に記録されたことがない方：本籍地を管轄する都道府県公安委員会

支給裁定

支給裁定通知

不支給裁定

不支給裁定通知

申請の期限

国外犯罪被害弔慰金等の申請は、国外において行われた犯罪行為による死亡もしくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、または死亡もしくは障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。

ただし、加害者に身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。

審査請求

裁定内容に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会に審査請求をすることができます。

弔慰金等の支給手続

弔慰金等請求

国外犯罪被害弔慰金等
支払請求書の提出

弔慰金等受領

口座振込

弔慰金等が振り込まれると、
国庫金振込通知書が送付されます。

弔慰金等を受ける権利の時効

弔慰金等の支給を受ける権利は、行使できるようになった時から2年間請求を行わないときには、消滅します。